

特定処遇改善加算に基づく取り組み

令和元年10月1日より消費増税に伴う報酬改定において、介護職員の更なる処遇改善として「特定処遇改善加算」が新設され、特定処遇改善加算取得ルールに基づき、特定処遇改善加算対象事業所の介護職員の社会保険加入者をグループ分けし、処遇改善を実施します。

記

■特定処遇改善加算対象事業

介護老人福祉施設（ユニット型）、地域密着型介護老人福祉施設（3か所）、（介護予防）短期入所生活介護（3か所）、地域密着型通所介護、通所型サービス（独自）、（介護予防）認知症対応型共同生活介護（2か所）、（介護予防）小規模多機能型居宅介護（2か所）、訪問介護、訪問型サービス（独自）

■賃金の特定処遇改善の対象者および改善時期

A グループ：特定処遇改善加算対象事業所の職員でグループ法人内で勤続年数10年以上の介護福祉士

- ① 勤続年数15年以上の者 ② 勤続年数10年以上の者

B グループ：特定処遇改善加算対象事業所の職員でAグループ以外の介護福祉士・介護職員

- ① 勤続年数10年以上の介護職員 ② 勤続年数5年以上の介護福祉士
③ 勤続年数3年以上の介護福祉士・介護職員

※A・Bグループとも年収440万円を超える見込みの者及び給与表による等級に応じてすでに改善されている者は対象外とします。

※令和3年度の特定処遇改善については、以下の期日に一時金として支給します。

令和3年7月・12月賞与日

令和4年5月給与日

■賃金改善以外の具体的取り組み

◇入職促進に向けた取組

- ・法人ホームページに経営理念等を掲載

◇資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・専門性の高い技術・知識を取得するための外部研修の参加

◇両立支援・多様な働き方の推進

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度

◇腰痛を含む心身の健康管理

- ・事故トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制整備

◇やりがい・働きがいの構成

- ・職場内コミュニケーションの円滑化による勤務環境や支援内容の改善

以上